

労務費等の適正な価格転嫁のための自主行動計画

2024年5月20日

一般社団法人 日本埋立浚渫協会

I. 基本的考え方

海に囲まれた我が国において、防災・減災、国土強靭化の推進、国際競争力の強化、洋上風力発電をはじめとする2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対応等、港湾・空港・海洋関係のインフラ整備は、社会の安全を守り、産業と生活の基盤を支えるうえで不可欠である。当協会会員が担う海洋土木工事は、気象・海象条件の影響のみならず、港湾・空港等の利用者や事業者等の要請により制約を受けるなど、厳しい制約の下で行われることが多い。会員各社は海洋土木技術に強みを持つ企業として、常に高い倫理観をもって確実な施工と品質確保を通じて、港湾・空港等の重要なインフラの整備に貢献し、社会の信頼を得てきた。

労働人口が大きく減少する中、建設産業においては技能労働者等の高齢化が進行し、担い手の確保と生産性の向上が喫緊の課題である。海洋土木工事においても産業の魅力を高め、安定的に技術者、技能者を迎えるために、当協会をはじめとする港湾建設関係団体が連携して、現場で働く全ての技術者、技能者の働き方改革に取り組んできた。さらに会員各社と協力会社等との下請取引等が適正に行われ、海洋土木工事のサプライチェーン全体で付加価値を向上させるサステナブルな産業を目指す必要がある。

この実現のため、当協会は以下を基本とする自主行動計画を策定した。

- 1) 海洋土木工事の協力会社等との取引における労務費等の円滑な価格転嫁を進めるため、指針に則り会員が取り組むべき事項を明確にする。価格転嫁に当たっては、施工のみならず、工事に関係する資材業者、作業船舶や建設機械業者、警備業者、運送業者等、全ての建設関連業者との取引における配慮を徹底し、サプライチェーン全体での適切な取引関係構築を目指す。
- 2) 海洋土木工事全体で適切なパートナーシップの構築を促進するため、「パートナーシップ構築宣言」のひな形を示し、会員はひな形を活用して宣言に務める。
- 3) 本自主行動計画の実行性を高めるため、記載事項に関する会員の対応状況をフォローアップする。

当協会の会員は、この自主行動計画を誠実に実行することを通じて、海洋土木工事に関わる建設産業の更なる発展に寄与する。

II. 自主行動計画の内容

1. 下請取引における価格転嫁の推進

(1) 本社（経営トップ）の関与

- ①原材料費、労務費、エネルギーコストの上昇分について取引価格に適切に転嫁する。
- ②経営トップは、その要旨を「パートナーシップ構築宣言」に盛り込み、社内外に示す。
- ③経営トップは、取組状況を定期的な報告を受け、必要に応じ、更なる対応方針を示す。

- ・原材料費、労務費、エネルギーコストの価格転嫁に関する取組方針を記載した経営トップによる「パートナーシップ構築宣言（参照：別添のひな形）」を策定し、掲示物やWEB等を活用し社内外に示す。
- ・協力会社等からの相談窓口を設置のうえ、相談内容などから価格転嫁取組状況を確認する。
- ・経営トップは定期的に取組状況の報告を受け、必要に応じ更なる対応方針を示していくとともに、当協会に対応状況を定期報告する。

(2) 定期的な協議の実施

原材料費、労務費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁の必要性について、協力会社と定期的に協議する場を設ける。

- ・協力会社との契約の際は、原材料費、労務費、エネルギーコストについて、実勢価格に基づいた適正な見積を依頼する。
- ・協力会社との契約締結後も、契約終了時までの期間、これらコストの上昇分の価格転嫁の必要性について、定期的に協議を実施する。
- ・上記に加え、協力会社が置かれている状況を日頃から把握するための定期的なコミュニケーションの場を設ける。

(3) 公表資料に基づいた提示価格の尊重

協力会社にコスト上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求める場合、公表資料（公共工事設計労務単価など）に基づくものとし、協力会社から公表資料を用いて提示された取引価格を尊重する。

- ・協力会社にコスト上昇の理由の説明や根拠資料を求める場合、以下のような公表資料に基づくものとし、提示された取引価格を尊重する。
(公表資料の例)
都道府県別の最低賃金やその上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率、国土交通省公表の公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、船舶および機械器具等の損料算定基準（国土交通省港湾局監修）等

- ・公表資料以上の上昇率を要請する協力会社に対して、追加の説明や資料を求める場合は、協力会社の過度な負担とならないよう配慮する。

(4) サプライチェーン全体での適切な価格転嫁

直接の取引先である協力会社がその先の取引先と適切な価格転嫁を実施することを前提として、協力会社からの要請額の妥当性を判断し、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う。

- ・サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を実現するために、1次下請の協力会社に、2次下請以下の協力会社、作業船舶所有者等の取引先への適切な価格転嫁の実施を要請する。
- ・1次下請の協力会社は2次下請以下の協力会社、作業船舶所有者等の取引先への価格転嫁が必要であることを念頭に、1次下請の協力会社からの要請額の妥当性を判断する。

(5) 協議の実施と不利益な取扱いの禁止

協力会社からコストの上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議に応じるとともに、引上げ要請に応じられない場合には書面で合理的な説明を行う。また、価格転嫁を要請したことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いは一切行わない。

- ・協力会社からコストの上昇を理由とした取引価格の引上げを求められた場合は、必ず協議に応じる。
- ・労務費に関しては、協力会社が過去に引き上げた賃金分の転嫁だけでなく、今後賃金を引き上げるために必要な分の転嫁についても同様に、協議のテーブルにつく。
- ・協議の結果、協力会社の要請する取引価格に応じることができない場合、根拠や合理的な理由を口頭ではなく書面又はメールで説明する。
- ・協議や交渉の経緯記録を必ず作成し、協力会社と共有、保管する。
- ・価格転嫁を要請したことを理由として、取引を停止するなど、協力会社に対して不利益な取扱いは一切行わない。

(6) 価格転嫁の算定方法のアドバイス

協力会社からの申入れの巧拙にかかわらず協力会社と協議を行い、必要に応じコスト上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

- ・発注会社からの提示を待つことなく、協力会社が発注会社に希望価格を提示できるよう、関係性の構築に努める。
- ・発注会社から協力会社に価格転嫁の算定方法例や、国・地方公共団体に設置されている価格転嫁に関する相談窓口を利用して情報収集ができるなどをアドバイスするなど、能動的な対応に努める。

2. 自主行動計画のフォローアップ[°]

当協会の企画広報委員会において、会員各社の「パートナーシップ構築宣言」の策定あるいは見直し状況をモニタリングするとともに、自主行動計画の取り組み状況を定期的に調査し、指導・助言などのフォローアップを行う。

「パートナーシップ構築宣言」(ひな形)

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- 一般社団法人日本建設業連合会策定の「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」、一般社団法人日本埋立浚渫協会策定の「労務費等の適正な価格転嫁のための自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努める。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法、適正な請負契約の締結

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。

取引対価の決定を含め契約に当たっては、元請企業として契約内容の明確化、紛争発生の防止および片務性改善の観点から、建設業法をはじめとする関連法令に従い、着工前に書面（電子契約を含む）による下請契約の締結を徹底します。その際には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等も参考のうえで、元請・下請間で対等な立場で協議を行い、双方が納得する条件に基づく契約の締結に努めます。

② 下請代金の支払条件

下請代金の現金払と手形払の併用にあたっては、現金比率を高めるとともに、労務費相当分を現金払とすることを徹底します。手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払条件等を見直します。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

〇年〇月〇日

会社名 役職・氏名（代表権を有する者）